

事 務 連 絡
令和3年11月19日
(令和4年6月10日一部改正)

各都道府県
新型コロナウイルス感染症対策担当部局宛

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室

外国政府等の発行した接種証明のうち、ワクチン・検査パッケージ制度において、
使用可能とするワクチンについて

「ワクチン・検査パッケージ制度要綱（令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部）」5.（1）①の外国政府等の発行した接種証明のうち、ワクチン・検査パッケージ制度において使用可能とするワクチンは下記のとおりとする。
（主な改正箇所は太字下線）

記

接種したワクチンのワクチン名／メーカーが、以下のいずれかであること。

- ① コミナティ（COMIRNATY）筋注／ファイザー（Pfizer）
- ② バキサゼブリア（Vaxzevria）筋注／アストラゼネカ（AstraZeneca）
- ③ COVID-19 ワクチンモデルナ（COVID-19 Vaccine Moderna）筋注／モデルナ（Moderna）
- ④ Janssen COVID-19 Vaccine／ヤンセン（Janssen）
※Janssen COVID-19 Vaccine／ヤンセン（Janssen）の場合は、1回の接種をもって2回分相当とみなす。
- ⑤ COVAXIN／バーラト・バイオテック（Bharat Biotech）
- ⑥ ヌバキソビッド（Nuvaxovid）筋注／ノババックス（Novavax）

なお、上記のほか、復星医薬（フォースン・ファーマ）／ビオンテック社が製造する「コミナティ（COMIRNATY）」並びにインド血清研究所が製造する「コビシ

ールド (Covishield)』及び「コボバックス (COVOVAX)」については、それぞれ「コ
ミナティ (COMIRNATY) 筋注／ファイザー (Pfizer)」並びに「バキスゼブリア
(Vaxzevria) 筋注／アストラゼネカ (AstraZeneca)」及び「ヌバキソビッド
(Nuvaxovid) 筋注／ノババックス (Novavax)」と同一のものとして、ワクチン・
検査パッケージにおいても、接種歴の確認として使用可能とする。